

【z268】用地交渉等手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
<p>現地において人事委員会規則で定める事業（土地収用法第三条各号に掲げる事業若しくは土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業又はこれらの事業に関連する事業）に必要な土地の取得等に係る交渉又は当該事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務に従事したとき</p>	<p>建設事務所その他の人事委員会規則で定める機関（企画調整部避難地域復興局、生活環境部生活環境総室、農林水産部農業支援総室及び農村整備総室、土木部土木総室、道路総室、河川港湾総室、都市総室及び建築総室、地方振興局、農林事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所、流域下水道建設事務所、教育庁財務課、警務部施設装備課並びに警察署）に勤務する職員</p>		<p>該当</p>		<p>円/日 650</p> <p>※ 当該業務の一部または全部が正規の勤務時間以外の時間に行われた場合、50/100加算</p>